



みなさん、転倒なんてたいしたことないと思いませんか？

実は違うんです。職場での転倒によって怪我をした人の半数以上が、1ヶ月以上仕事を休まざるを得ない重傷を負っています。また、冬真ただ中のこの時期は、積雪や路面凍結で転倒災害がとて多くなります。転倒災害を防ぎ労働力の損失を防ぐことが、事業経営にとっても大事なことです。

このため、宮城労働局は2月を「転倒災害をなくすための重点取組期間」として呼びかけを行っています。

ぜひ、以下のHPIにアクセスし、職場を点検し、転倒災害ゼロを目指しましょう！

●STOP！転倒災害プロジェクト

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0024.html>

【お問合せ先】 健康安全課（022-299-8839）

---

## 2. キャリアアップ助成金拡充のご案内

---

キャリアアップ助成金は、非正規雇用の従業員の方を、正社員化をするなど企業内でキャリアアップさせた場合に支給される助成金です。

この助成金のうち3つのコースが、来年度より拡充されることが予定されており（予算が国会で成立した場合）、今回はその情報を先取りしてお知らせします。

◇正社員化コース

助成金の申請上限人数が15人→20人に増加（なお正社員転換前後で賃金が5%以上増額することが必要です）

◇賃金規定等共通化コース

助成額を上乗せする加算措置（上限20人まで）を新設

◇諸手当制度共通化コース

助成額を上乗せする加算措置（上限20人まで）を新設、共通化した諸手当の数に応じて加算措置を新設

●キャリアアップ助成金の支給要件の拡充

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0025.html>

【お問合せ先】 訓練室 (022-205-9855)

---

### 3. 女性の活躍推進は人手不足対策の近道

---

優秀な人材の確保や職場定着を図るためには、「働き方改革」を進めることが重要ですが、そのためには女性がいきいきと働ける魅力ある職場づくりをすることが近道です。

女性活躍推進法においては、各企業が、(1)自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、(2)行動計画の策定・社内周知、(3)行動計画を策定した旨の労働局への届出、(4)女性の活躍状況や行動計画の公表、を行うことについて定められておりますが、これらの措置は、女性がいきいきと働ける魅力ある職場づくりをすることに大変効果的です。

労働者300人超の企業の場合は、これらの措置は法律上の義務となっておりますが、300人以下の中小企業は努力義務となっており、「働き方改革」のために取り組む企業が増えてきています。貴社でも取り組んでみませんか？

#### ●女性の活躍推進、一般事業主行動計画の策定

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【お問合せ先】 雇用環境・均等室 (022-299-8844)

---

### 4. 女性の活躍情報を公表して企業の魅力アップ！

---

厚生労働省では、各企業が、女性活躍推進法に基づく自社の行動計画や企業情報を掲載できる、「女性の活躍推進企業データベース」というホームページを運営しています。

平成29年12月からは、スマートフォンにも対応しましたので、就職活動中の学生をはじめとした求職者のアクセスがしやすくなりました。

自社の取組の内容を、学生や地域の皆さんに広くアピールできるチャンスが増えましたので、ぜひ登録・公表して、自社の魅力をアピールしてみませんか。

●女性の活躍推進企業データベース

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

---

5. 電子申請を使ってみましょう

---

雇用保険の適用関係や雇用継続給付の手続きは、24時間・365日いつでも使える電子申請の利用が便利です。

ハローワークへ行く手間も、書類を郵送する費用もかからず、時間とコストを節約できます。

さらに、書類を持ち運ばないので、個人情報の保護の面からも安心です。

ハローワークに来所して、手続きをされている事業主の方は、この機会に電子申請の利用を検討してみませんか。

●厚生労働省電子申請に係るお知らせ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150982.html>

●宮城労働局雇用保険関係手続の電子申請について

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0026.html>

【お問合せ先】職業安定課（022-299-8061）

---

★バックナンバー

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0000.html>

---

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/1/140.html>

---

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
- ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
- ・文字は、1行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。

- ・登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております、返信できません。
- ・携帯メールには対応しておりません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

---

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1

仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

---